

財団法人高知県社会保険協会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人高知県社会保険協会〔以下「協会」という〕寄附行為第21条第1項に規定する常勤の役員〔以下「役員」という〕の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、本俸、特別調整手当、扶養手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本俸、特別調整手当、扶養手当、通勤手当は、月の1日から末日までの期間につき、その額を、その月の17日に支給する。

ただし、支給日が休日にあたるときは、その日前において、もっとも近い休日でない日に支給する。

2 期末特別手当は、3月15日、6月30日及び12月10日に支給する。

ただし、支給日が休日にあたるときは、その日前において、もっとも近い休日でない日に支給する。

(本俸)

第4条 役員の本俸月額はそのとおりとする。

常務理事

一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という）で定める行政職（一）8級16号相当額の範囲内において別に定める額。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、財団法人高知県社会保険協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という）第15条の規程に基づく職員に対する管理職手当に準じて支給する。

2 特別調整手当の月額はその本俸月額に100分の16を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある役員に支給する。

ただし、その親族について、他に扶養手当を受けるものがある場合は支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者であつて、他に生計の途がなく、主としてその役員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫。
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母。
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹。
 - (5) 重度心身障害者。
- 3 扶養手当の月額、一般職給与法の定める額に準じて支給する。
 - 4 新たに役員となった者に扶養親族がある場合、または役員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その役員は直ちにその旨を届けなければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合。
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする役員、自動車等を使用することを常例とする役員及びこれらを併用することを常例とする役員（通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）に対して支給する。

- 2 通勤手当の支給については、一般職給与法の定める額に準じて支給する。
- 3 役員は、新たに第一項の要件を具備するに至った場合には、直ちに届け出なければならない。

なお、次の各号の一に該当する場合についても同様とする。

- (1) 住居、通勤経路、若しくは通勤方法に変更があった場合。
- (2) 通勤のための負担する運賃の額に変更があった場合。
- (3) 前各号に掲げる変更により、同条の役員でなくなった場合。

（期末特別手当）

第8条 期末特別手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に支給する。

なお、基準日前一か月以内に退職又は死亡した役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において、役員が受けるべき本俸、扶養手当及び特別調整手当の合計額に一般職給与法の期末手当、勤勉手当の支給率を乗じた額にその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間 (基準日が3月1日又は6月1日)	割合	在職期間 (基準日が12月1日)	割合
3月	100/100	6月	100/100
2月15日以上3月未満	80/100	5月以上6月未満	80/100
1月15日以上2月15日未満	60/100	3月以上5月未満	60/100
1月15日未満	30/100	3月未満	30/100

(日割計算)

第9条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び特別調整手当（以下本条において「本俸等」という。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本俸等を支給する。

3 第1項又は第2項の規定により本俸等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払方法)

第10条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成14年11月1日より施行する。

財団法人高知県社会保険協会役員報酬規程第 4 条に定める役員の報酬月額はつぎのとおりとする。

高知県社会保険協会常務理事	27 万円
こうち社会保険センター常務理事	30 万円